



2022年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社 エ ス ポ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 田上 滋
(コード番号 3260 名証セントレックス)
問 合 せ 先 取締役管理部長 寺田 幸生
電 話 番 号 052-622-2220

株主による新株発行差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社株主であるアークホールディングス株式会社から、2022年2月9日、名古屋地方裁判所に新株発行差止仮処分命令の申立て（以下、「本申立て」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2022年2月8日付「第三者割当による新株式の発行のお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式370,000株の発行（以下、「本新株式発行」といいます。）を行うことを決議しました。これに対し、アークホールディングス株式会社が、2022年2月9日、名古屋地方裁判所に本申立てを行い、当社は、本日、新株発行差止仮処分命令申立書等を受領しました。

2. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 氏名 | アークホールディングス株式会社 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区南平台15番13号 帝都渋谷ビル3F |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 矢作 和幸 |
| (4) 所有株式数 | 300,000株（持ち株比率19.68%）（2022年1月30日現在） |

3. 本申立てがあった年月日

2022年2月9日

4. 本申立ての内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) 本申立てがなされた裁判所 | 名古屋地方裁判所 |
| (2) 本申立ての対象 | 2022年2月8日開催の当社取締役会において決議した第三者割当による普通株式370,000株の発行を仮に差し止める仮処分の申立て |

(3) 本申立ての理由

本申立てに係る申立書によれば、本新株式発行は、会社法210条2号に定める「著しく不公正な方法」によるものであるためとのことであります。

5. 今後の見通し

本申立ての内容につきましては、現在精査中であり、動向につきましては適時開示して参ります。

以 上